

答 申 第 3 2 号
平成27年 4 月10日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成26年11月17日付け青監第654号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

土地境界、戸山団地造成にかかる承諾書についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成26年8月29日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「昭和55年10月30日付青森県住宅供給公社から青森土木事務所長宛に提出された青森市大字戸山・駒込地内にかかる「境界確定協議申請書」及びその添付書類①戸山住宅団地分限図②土地境界、戸山団地造成にかかる承諾書」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次に掲げる行政文書を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、(1)及び(2)に掲げる行政文書については、その全部を開示する一方で、(3)に掲げる行政文書については、その一部が条例第7条第3号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年9月11日、異議申立人に通知した。

- (1) 境界確定協議申請書
- (2) 戸山住宅団地分限図
- (3) 土地境界、戸山団地造成にかかる承諾書

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年10月24日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

第2の2の(3)に掲げる行政文書の不開示部分についての不開示決定を取消し、開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書の異議申立ての理由

ア 青森地方裁判所平成26年(ワ)第85号所有権確認等請求事件において、被告は、戸山団地造成に係る承諾書の土地所有者の承諾に係る印影が記載された証拠を提出している。

イ 申立人は、その図面の全体を確認するために本行政文書開示請求に至ったものである。しかしながら、承諾書の土地所有者の承諾に係る印影については不開示決定となった。

ウ 一方で、上記民事裁判被告が写真と思われるもので入手することができ、上記民事裁判である原告の代理人を務める申立人が一部不開示決定を受けるということは、明かに不平等な処分である。

エ 少なくとも、このような不平等な処分が起きた理由を開示しない理由として説明をするべきであり、それができない以上、平等という観点からも開示されるべきである。

(2) 理由説明書に対する反論

ア 本件処分において、不開示情報が、条例第7条第3号本文該当可能性があること自体を争うものではない。当該不開示情報が、異議申立人を含め広く不開示処分とされているのであれば、その決定に承服したかもしれない。しかし、異議申立人が、強く主張していることは、その該当可能性以上に、開示・不開示における不平等の点である。

イ 行政法上、一般原則として平等取扱いの原則が求められることは広く知られている。これは、不文法源ないし憲法14条によって導かれるものである。この平等取扱いの原則は、情報公開制度においても要求されることは当然である。

異議申立書にもあるように、民事訴訟における相手方は、この承諾書の印影を含め、情報を取得している。同じ承諾書であるにもかかわらず、一方当事者が何らかの方法で情報公開制度の対象となる情報を入手することができ、その一方が

非開示処分を受けるということは、明かに平等取扱いの原則に反するものである。

この不平等取扱いについて、青森県は、その理由について何ら説明をしていない。何ら説明もなく、不平等取扱いをすることこそ違法な処分である。

ウ 上記のように、そもそも本件処分は、一般原則である平等取扱い原則に違反するものであり、違法なものであることは明らかである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

1 一部不開示決定の理由

(1) 本件処分において開示しないこととした部分(土地境界、戸山団地造成に係る承諾書(以下「承諾書」という。))の土地所有者の承諾に係る印影)は、以下の理由により、条例上の不開示情報に該当するものである。

ア 個人の印影は、単に氏又は氏名を示すのみではなく、その固有の形状が個人識別情報として意味を持っており、文書において当該個人の同一性を証明する手段となっていることから、条例第7条第3号本文の不開示情報に該当すると考えられる。

イ 一方、同号本文の不開示情報に該当する情報であっても、同号イの「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する情報については、不開示情報とはならない。

そして、本件処分のように氏名が開示されている場合であっても、個人の印影が直ちに同イに該当するとは言えず、同イに該当するかどうかは、当該印影の性質・形状や使用されている状況等から判断する必要があるが、承諾書は、法令又は他の条例の規定により公にされているものではなく、公表の慣行もないものである。

以上により、承諾書の土地所有者の承諾に係る印影は、条例第7条第3号イに該当しないと考えられる。

(2) なお、本件処分の是非は、あくまで条例等に基づいて判断されるべきであり、異議申立書のとおり、第三者が承諾書の土地所有者の承諾に係る印影が記載されたものを所持していたとしても、それのみをもって本来開示すべきでない情報を開示することは、適切でないと考える。

2 反論書に対する意見

(1) 当職は、青森地方裁判所平成26年（ワ）第85号所有権確認等請求事件の被告が本件不開示情報を取得した方法については了知していないが、条例等に基づく正式な手続によることなく、本件不開示情報がある者に対して提供されたことを確認している。

また、当職はこれまで、承諾書について、本件不開示情報を含めて開示する旨の条例に基づく開示決定等を行ったことはない。

(2) 「平等原則」とは、同じような状況下にある者について、その中の特定の者に、合理的な理由無くして差別をすることを禁じる原則であるが、同被告による本件不開示情報の取得と、条例に基づき行った本件処分が同じような状況下においてなされたとは言い難いことから、本件処分は、異議申立人の主張する平等原則違反には当たらないと考える。

第5 審査会の判断理由

1 本件異議申立ての対象となった行政文書並びに不開示とした部分及びその理由について

(1) 本件異議申立ての対象となった行政文書（以下「本件行政文書」という。）は、第2の2の(3)に掲げる行政文書である。

ア 当該文書は、青森県住宅供給公社理事長が青森土木事務所長に対して、国有地との境界を確認するため、昭和55年10月30日付けで提出した第2の2の(1)に掲げる行政文書に添付された書面で、隣接する土地の所有者が境界等について承諾する旨を証する書面である。

イ 当該文書には、隣接する土地の地番、隣接する土地の所有者の住所、氏名、印影等が記載されている。

(2) 本件行政文書のうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分及びその理由は、次のとおりである。

ア 不開示とした部分

土地所有者の承諾に係る印影（以下「本件情報」という。）

イ 不開示とした理由

公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。

2 不開示情報該当性（条例第7条第3号）について

実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件情報を不開示としているので、以下、本件情報の条例第7条第3号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第3号本文について

条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

(2) 条例第7条第3号該当性について

ア 本件処分においては、本件行政文書に記載された隣接する土地の所有者の氏名は開示されているので、本件情報は、「個人に関する情報」であり、当該氏名と照合することにより、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると認められる。

よって、本件情報は、条例第7条第3号本文に該当する。

イ また、本件情報は、個人の印影であり、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないと認められる。

よって、本件情報は、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

(3) 以上から、本件情報は、条例第7条第3号に該当する。

4 その他

異議申立人は、同人が担当する訴訟における相手方が、本件情報を何らかの方法で入手しているとして、同人が本件情報について非開示処分を受けるということは、平等取扱いの原則に反する旨を主張する。

しかし、その相手方が、条例に基づく開示請求によって本件情報を取得したとは認められない。よって、上記の事情は、本件に関する判断を左右するものではない。

5 結論

以上のとおり、本件情報は条例第7条第3号に該当するので、第1のとおり判断する。

6 付言

本件処分の妥当性について、当審査会は、以上のとおり判断するが、なお次のとおり付言する。

前記のとおり、異議申立人は、同人が担当する訴訟における相手方が本件情報を何らかの方法で入手している旨主張しているところ、実施機関は、本件情報が条例等に基づく正式な手続によることなく、ある者に提供されたことを認めている。

実施機関においては、条例及び青森県個人情報保護条例の規定を改めて認識し、適正に文書及び情報の管理を行うことを望むものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成26年11月17日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成26年12月10日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成27年 1 月13日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成27年 1 月30日 (第51回審査会)	・ 審査を行った。
平成27年 2 月 2 日	・ 実施機関からの意見書を受理した。
平成27年 2 月20日 (第52回審査会)	・ 審査を行った。
平成27年 3 月27日 (第53回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成27年 4 月 10 日現在)